



愛犬の健康のために

## 犬の登録と狂犬病予防集合注射



まちな花

狂犬病の予防注射は、1年に

1回受けることが法律で義務付けられています。また、新たに犬を飼う場合は、犬の登録が必要となります。町では各地区を巡回し、犬の登録と予防注射を行います。都合の良い会場へお越しください。

登録がある人に、狂犬病予防集合注射のお知らせが送付されますので持参してください。

登録がある人に、狂犬病予防集合注射のお知らせが送付されますので持参してください。

**注射・登録料金**

**注射のみ 3,500円**  
注射料2,950円、注射済票交付手数料550円

**注射+登録 6,500円**  
注射のみの料金に加えて登録手数料3,000円

期日	会場	時間
4月12日①	吉岡町児童館	9:00~ 9:30
	大久保集落センター	9:45~10:10
	三津屋田端公会堂	10:20~10:40
	駒寄住民センター	10:50~11:10
	吉岡町消防団第二分団詰所	11:20~11:50
4月19日②	小倉集会所	9:00~ 9:30
	小井堤町コミュニティセンター	9:40~10:00
	上野田集落センター	10:10~10:25
	吉岡町役場北駐車場	10:35~11:15
	下八幡神社	11:25~11:40
	陣場公会堂	11:50~12:00
5月10日③	吉岡町役場北駐車場	9:00~ 9:40
	木戸集落センター	9:50~10:05
	大久保集落センター	10:15~10:30
	駒寄住民センター	10:40~10:55

### ▼注意事項

●注射会場では、常に飼い主が犬をおさえられるようにしてください。

●登録された犬に変更事項(死亡・住所異動)があった場合には届け出が必要です。必ず住民環境室へご連絡、または電子申請で届け出てください。

### ▼問い合わせ先

住民課 住民環境室  
☎26・2245(直通)

町内の企業の皆さまへ

## 令和8年経済センサスー活動調査



まちな鳥

この調査は、全ての産業分野の売上(収入)金額や費用などの

管理項目を同一時点で網羅的に把握し、わが国における事業所・企業の経済活動を全国および地域別に明らかにすることを目的としています。

※回答内容は統計法に基づき厳重に保護されます。

### ▼調査期日

令和8年6月1日①現在

### ▼調査対象

全国全ての事業所

### ▼回答の流れ

支所を有さない比較的小規模な事業所や個人経営の事業所

4月にインターネット回答用の調査書類が郵送されます。ぜひ、インターネット回答をお願いします。未回答の事業所には、5月に調査員がお伺いし、紙の調査票を配布します。インターネットで回答または記入した紙の調査票を郵送提出してください。

### 支所を有する企業など

5月頃に本社宛てに調査書類が郵送されます。支所の分も含

めインターネットまたは郵送でご回答ください。

### 新たに把握した事業所

5月に調査員がお伺いして調査書類を配布します。インターネットで回答もしくは記入した紙の調査票を郵送提出してください。

### ▼調査結果の利用

調査の結果は、経営支援制度や各種補助金の検討材料、防災対策やまちづくりの計画の基礎資料のほか、民間において新規店舗の出店計画のための基礎資料としても活用されています。



▲調査について詳しくはこちら(経済センサスキャンペーンサイト)

### ▼問い合わせ先

経済センサスー活動調査コンタクトセンター(平日午前9時~午後6時)

☎0120・138・102

企画財政課 企画室

☎26・2241(直通)



購入費用の一部を補助します

## 生ごみ処理機器購入費補助金



ごみの減量化を図るため、生ごみ処理機器購入費用に係る一部を補助金として交付しています。

### ▼対象物品

●生ごみ堆肥化処理容器(コンポスター)

●電動式生ごみ処理機

※ディスプレイ方式を除きます。

※中古品の購入は補助の対象になりません。(オークション、フリーマーケットその他の個人間取引による購入も対象外です。)

### ▼対象者(次の全てに該当する人)

●購入日および申請日に町内に住所を有していること

●町税を滞納していないこと

●生ごみの減量化または堆肥化のために適切に使用し、かつ、適切に維持管理できること

●生ごみを堆肥化する場合において、堆肥化された生ごみを自ら適正に処理することがで

きること

●生ごみ処理機器の使用状況などについて、町が実施する利用状況の調査に協力できると

### ▼補助金額

生ごみ堆肥化処理容器(コンポスター)

購入費用の2分の1(1000円未満切り捨て)、上限3,000円(1世帯2基まで)

### 電動式生ごみ処理機

購入費用の5分の4(1000円未満切り捨て)、上限5万円(1世帯1基まで)

### ▼申請に必要なもの

①交付申請書兼実績報告書(ホームページからダウンロードできます。)

②購入日、購入費用、補助対象経費が確認できる書類(領収書・レシートなど)

③保証書の写し(電動式生ごみ処理機に限る)

④カタログ、パンフレットその他の生ごみ処理機器の機能、構造などが確認できる書類

(②・③により型番、製造番号などが確認できない場合のみ)

⑤設置状況・利用状況が確認できる写真(実際に生ごみが処理されている写真)

### ▼注意事項

予算上限に達した段階で受け付けを終了します。大変ご好評のため、購入後は早めの申請をお願いします。

### ▼問い合わせ先

住民課 住民環境室  
☎26・2245(直通)

## 堆肥散布にご理解とご協力をお願いします

畜産農家は家畜排せつ物の野積み・素掘りなどは法律で禁止されています。また、適正な管理が義務づけられています。堆肥が野積み状態で放置された場合、悪臭やハエなどが発生し、近隣住民の迷惑になるだけでなく、環境への悪影響が生じる可能性があります。耕種農家などにおいても、堆肥や家畜のふん尿は適正な管理をしましょう。

堆肥散布は農作物の健全な生育に重要な作業です。町民の皆さまにおかれましても、気象状況などによっては、散布された堆肥の臭いが住宅地などに流れることがあります。ご理解とご協力をお願いいたします。

▶問い合わせ先 産業観光課 農業振興室 ☎26-2281(直通)

戦没者のご遺族の人へ

## 特別弔慰金

戦争で亡くなられた軍人軍属などのご遺族の人へ特別弔慰金が国債により支給されます。

第十二回特別弔慰金の請求受け付けが令和7年4月1日から開始されました。まだ請求が済みでない人はお早めにお手続きください。なお、すでに第十二回特別弔慰金をご請求されている人は、再度の手続きは不要です。

▼**国債の名称** 第十二回特別弔慰金国庫債券「い号」

▼**支給内容** 額面27万5千円、5年償還の記名国債

▼**支給対象者** 戦没者などの死亡当時の遺族で、令和7年4月1日現在、公務扶助料や遺族年金などを受け取る人がいない場合に、次の順序による先順位の遺族1人

①令和7年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人

②戦没者などの子

③戦没者の死亡当時に生計を共にしていた父母、孫、祖父母、兄弟姉妹(婚姻や養子縁組により、令和7年4月1日現在で氏が変わっている人は除きます。)

④③以外の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

⑤①～④以外の三親等内の親族(戦没者死亡時まで引き続き1年以上生計を共にしていた人に限ります。)

▼**請求期限** 令和10年3月31日

▼**請求手続き・問い合わせ先**

健康福祉課 福祉室  
☎26・2246(直通)



## ひとりで悩んでいませんか？

DV(ドメスティック・バイオレンス、配偶者や事実婚、交際相手など親しい関係で起こる暴力)は、許されない人権侵害行為です。

つらい思いをされている人はご相談ください。

※命の危険を感じた場合は迷わず110番通報してください。



▲相談窓口一覧  
(県ホームページ)

**問い合わせ先**  
健康福祉課 福祉室  
☎26-2246(直通)

## 消防団員を募集しています

消防団は、消火活動や自然災害時の活動など、地域で非常に重要な役割を担っています。地域の安全・安心を守るため、消防団への入団をご検討ください。

消防団員は非常勤特別職の公務員となり、年額報酬や出勤報酬が支払われるほか、活動中の事故などで負傷した場合には、公務災害補償制度による補償を受けることができます。

▼**入団対象者**

18歳以上の町内在住者または在勤者



▲興味のある人は、お気軽にお問い合わせください。

**問い合わせ先** 総務課 協働安全室 ☎26-2243(直通)

## タクシー待機場所を設置します

群馬県タクシー協会のご協力のもと、役場敷地内に待機場所を設置します。ぜひご利用ください。

- ▶**利用開始日** 4月1日㊥
- ▶**待機場所** 役場正面玄関向かい  
(コミュニティーセンター側)
- ▶**待機時間** 原則 8:30～17:15

※㊥・㊦・㊧も待機予定ですが、不在の場合は電話やアプリにて配車依頼をしてください。



▲町ホームページ

**問い合わせ先** 企画財政課 企画室 ☎26-2241(直通)

ナンバーディスプレイなど

## 特殊詐欺対策電話機などの購入費を補助



▼対象 次の全てに該当する人  
またはその人の属する世帯の世帯員

- 申請日時点において町内に住所を有している65歳以上の人
- 特殊詐欺対策電話機や後付けの特殊詐欺電話対策装置などの購入から1年以内であること
- 世帯員全員に町税などの滞納がないこと

### ▼補助金額

購入費の2分の1(1000円未満切り捨て)で、上限5,000円

### ▼申請に必要なもの

□申請書(町ホームページから

ダウンロードできます。)

□領収書(購入日および購入額が記載されているもの)

□保証書または取扱説明書

□通帳など(振込先が分かるものの)の写し

▼申請方法 電子申請または窓から申請してください。



▲電子申請はこちら

### ▼申請・問い合わせ先

総務課 協働安全室

☎26・2243(直通)

## 今月の手話

### 「チューリップ」



左手を立てて、右手で左手を囲むように前から後ろへクルンと動かします。花びらの状態をイメージしてください。

## 月1で学ぶ! 消費者の賢コツ

# 早期契約は慎重に。数年後の晴れ着レンタル

二十歳のつどい用の晴れ着レンタルでは、1~2年先の早期契約をするケースが見られます。自分の都合が変わる場合もありキャンセルに関するトラブルも起こっています。数年先の使用でも契約は有効であり、キャンセル料についても契約内容に従うことになるため、注意が必要です。

### 事例

- 1年以上先の成人式の晴れ着レンタルで契約の2日後に解約を申し出たら、総額に対して2割のキャンセル料を求められた。

### トラブル回避ポイント

- 「好みのデザインがなくなる」などと急かされても焦らず、その場で契約することは避けましょう。特に早期契約では、気が変わったり、業者の倒産などのリスクもあるため、十分に検討しましょう。
- 契約の際は、衣装などレンタルされる商品の内容や料金、着付けや写真撮影などレンタル以外のサービス内容、レンタルの期間、契約の成立時期、解約条件、キャンセル料などをよく確認しましょう。
- 困ったときはすぐに消費生活センターなどに相談しましょう。

